

2008年度 県政と予算編成にたいする重点要望書

2007年12月27日

日本共産党栃木県委員会

委員長 木塚 孟
暮らし・雇用対策本部長 小池 一徳
県議会議員 野村 節子

参議院選挙で自民・公明両与党が大きく後退し、安倍内閣から福田内閣へ政権が変わりました。ここにはくらしと福祉を根底から脅かす構造改革政治に疲弊した地方のいかり、国民のいかりが反映されていました。年金・医療の不安はつのも、労働者の給与収入は減り、灯油・ガソリン、食料品等の値上げによって県民生活はますます追い込まれています。10月発表の県政世論調査でも、「くらし向きが悪くなった」と答えた人が48.5%と過半数に迫りました。国の交付税・補助金カットにより県財政はきびしくなっていますが、なによりも県民生活を守る視点にたちきって県政運営をすすめる必要があります。日本共産党はこうした立場から、以下の通り「緊急要望」ならびに「重点要望」(107項目)を提出します。ぜひとも予算編成ならびに施策に取り入れていただきますよう強く要望いたします。なお要望に対する回答は他政党同様、文書による回答を希望いたします。

<緊急要望>

原油高騰から県民生活を守るために

灯油、ガソリン、食品などのあいつぐ値上げが県民生活を直撃している。原油の高騰、便乗値上げからくらしを守るために、政府が決定した原油高緊急対策のすみやかな県内実施を促進するとともに独自の緊急策を講じること。

寒冷地である栃木県にとって灯油は生活必需品である。低所得者への灯油代補助制度を直ちに徹底し、支援漏れなどが起きないように対策をとること。

消費者センター、市町と連携し、ガソリンなど石油製品や食料品・日用品などの便乗値上げなどを監視する体制を強化すること。

ガソリン、軽油、重油等の価格高騰の直撃を受けている運送業者、中小業者、農林漁業者などの負担を軽減するため、国の責任で緊急の減税措置を講ずるよう求めるとともに、県税の減税措置を講ずること。

国に対し地方バス・鉄道その他の公共的交通機関への財政上の支援措置を講ずるよう求めること。

中小企業に対する緊急融資をすみやかに実施すよう、関係機関に徹底すること。

重点要望

各章と要望項目数

- 【1】安心して医療が受けられ県民の健康を守る栃木県に（9項目）
- 【2】子ども・高齢者・障害者福祉の向上を（5項目）
- 【3】地域経済・金融活性化と中小企業支援のために（7項目）
- 【4】栃木県農業の振興のために（10項目）
- 【5】雇用の安定と労働者の権利拡充を（6項目）
- 【6】いじめを減らし子どもを大事にする教育に（18項目）
- 【7】人と文化を尊重し安全な街に（13項目）
- 【8】環境と林業を守るために（10項目）
- 【9】地方自治が輝き、民意を生かす街づくりを（5項目）
- 【10】公共事業のむだをなくし安全な県土に（7項目）
- 【11】暮らし・福祉中心の財政・県政運営を（7項目）
- 【12】憲法を生かし、県民に開かれた栃木県に（8項目）

【1】安心して医療が受けられ県民の健康を守る栃木県に

1. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、これまで家族に扶養されていた人も含め75歳以上の高齢者だけを新たな保険制度に加入させ、栃木県広域連合では月額平均5800円の保険料を年金からの天引きなどで納付させることになっている。新制度では滞納すると保険証は取り上げられ、医者にかかれなくなる。この制度は高齢者のいのちと健康をかぎりなく脅かすものであり、国に中止するよう働きかけること。

保険料滞納者からの保険証取り上げは極力行わないこと、保険料の減免制度を拡充し、負担軽減につとめることなどを広域連合に強く要請すること。

2. 高齢者療養病床の確保について

政府の医療費抑制政策によって、療養病床が削減され、病院を出なければならなくなる高齢患者が増加することが懸念されている。栃木県では2011年までに4724床（07年4月現在）から2703床に減らす計画である。在宅医療の拡充をはかるとしても、入院治療をのぞんでいながら退院せざるをえないケースや行き場を失う高齢者が出ないよう、介護型施設の整備や入院治療が受けられる病床確保に全力をあげること。

3. 安全なお産のために

産科医不足が叫ばれて久しいが、依然として減少傾向に歯止めがかからない状況が続いている。県の新規事業として産科志望医学生への奨学金制度も実施されるがそれによって産科医が確保されるのは数年先のこととなる。つぎの緊急対策をすすめること。

医師会などと協力し産科医の登録制度をつくり、廃業、引退した医師や子育て等で休業中の医師などに協力を要請し、公的医療機関、民間産婦人科での受け入れ体制を補完でき

るようにする。登録医の派遣費等へは県・市町が助成すること。助産師についても同様の制度をつくること。

健康なお産のためには、毎月の妊婦健診が重要である。国の交付税措置もとられたが、無料検診を増やしていない市町もあり、7回分の費用を市が負担している鹿沼市などとは格差が生じている。少なくとも5回以上の実施を保障するために、県が2回分以上の無料健診費用を市町に助成すること。

少子化対策の効果を併せ持つ対策として、3人目以降の妊婦健診について全額無料にする制度を検討すること。

4．子ども医療費無料制度の拡充について

子どもの医療費無料制度は県、市町の努力で対象年齢が引き上げられ拡充されてきている。しかし、那須町、上三川町、芳賀町などでは少子化対策としてもさらなる上乘せが必要だとして対象年齢を中学3年生まで引き上げている。県として無料制度の対象年齢の引き上げ、現物給付方式の対象を小学校6年生まで引き上げるよう検討すること。

5．重度心身障害者、妊産婦、ひとり親家庭の医療費助成制度を見直し、医療機関ごとに月500円の自己負担の導入をやめること。

6．県子ども医療センターと地域ならびに近隣県の医療機関との連携強化をはかり、周産期救急の受け入れを可能にするとともに、同センターや地域拠点病院の医師確保に全力をあげること。

7．人口の少ない町などでは小児科はもとより、耳鼻咽喉科、眼科、歯科など専門医療機関がない自治体が少なくない。地域での開業を支援する制度など市町と協力して進められる対策を講じること。

8．国民健康保険制度について

定率減税廃止、老年者控除見直しにともない、国民健康保険税の負担増に苦しむ県民が増加している。国保加入者が全世帯の6割をしめ、その4分の1が保険税を滞納している。その対策は急務である。

資格者証を発行されている世帯で、緊急に受診が必要になった場合の救済措置をつくること。

国民健康保険税の引き下げのために県の助成を行うこと。

国保税減免制度の周知徹底をはかるため、県として支援すること。

9．県特定疾患対策予算を増やし、県独自の難病指定と医療費助成の復活を

栃木県は県独自に難病に指定してきたネフローゼ、橋本病、下垂体機能障害など一部の疾患の難病指定を取り消し予算削減をはかった。県にはこうした患者のその後の状況を把握しフォローする責任がある。実態調査を行うとともに、予算と医療費助成の復活を検討すること。

【2】子ども・高齢者・障害者福祉の向上を

10．児童福祉の拡充のために

宇都宮市の児童養護施設「普恵園」を運営する福祉法人が一時廃園を打ち出したことは大きな社会問題となった。存続されることは喜ばしいが、なぜこのような問題が起きたのか、県の監査と指導が適切であったのか検証が必要である。これまでの運営の問題点を教訓として明らかにするとともに、他の施設についても同様のことがないよう点検と指導を強めること。

県内であいつく児童福祉施設での虐待問題は深刻であり、こうした問題が明らかになった施設と理事者への指導を徹底すること。防止のために特段の対策を講じること。

県内三カ所の児童相談所では、ケア担当職員は深夜・休日を問わぬ勤務を余儀なくされ、健康を害する職員も出ている。相談所を増やすことが必要であり、中核市宇都宮市での児童相談所開設をめざし、支援をおこなうこと。それができないのであれば県が相談所を増やし、職員を大幅増加するなどして緊急に体制強化をはかること。

虐待の相談に応じる市町の窓口を24時間体制にするために、県の支援を強化すること。

一時保護施設、養育施設を拡充し、民間の児童福祉NPOや里親との連携・支援を強めること。

11．青年の問題について

青少年自立支援施設をふやし、県の助成を強化すること。

18歳以上になり、児童相談所の対象でなくなった青年の引きこもりなど諸問題に対応する総合窓口をつくり、相談と支援の体制をつくること。

12．介護保険について

介護保険法の「改正」により、保険料の負担増、利用料の負担増などの影響が懸念されている。県として実態調査を実施し、現状把握と改善につとめること。

食費やホテルコスト導入により、特養ホームの入所料の負担軽減のために、県としての財政支援措置をおこなうこと。

介護保険を使いやすくするために、低所得者の介護保険料、利用料の軽減措置に県の助成制度を創設すること。

特別養護老人ホーム建設を促進し、特養入所待機者の計画的な解消につとめること。とくに療養型病床削減との関係で新規建設が急がれるので、特段の対策をすすめること。

13．福祉諸制度の予算の確保を

生活保護費の国庫負担金を堅持し、老齢加算や母子加算等を元に戻すよう国に強く働きかけること。また生活苦のため、町内会に未加入であったり新聞を購読していなかったりして情報が行き渡らない人が増えていることを考慮し、生活保護や就学援助など福祉諸制度について県民への広報を強化すること。

14．障がい者福祉について

障がい者自立支援法の「応益負担」の中止を国に強く求めること。

障がい者福祉関係予算を拡充し、専門のケアマネージャーなどの人的体制も含め、必要な基盤整備を進めること。県独自の小規模通所授産施設および小規模作業所への支援を強化すること。

障がい者のための公営住宅を増設し、希望者が入居できるようにすること。

性同一性障害対策にとりくみ、公文書の性別記載欄の見直しや市町村、医療機関、教育現場などで同障がいに対する理解を促進すること。また治療費に対する支援策を検討すること。

15．安心して預けられる保育所に

県単補助事業として実施されてきた一歳児保育への保育職員加配、給食調理員、障がい児保育への助成削減計画を中止し、17年度水準の支援体制を復活すること。

市町村と連携し、第二子以降の保育料の大幅減免、子育て支援を強化すること。

無認可保育園の認可を促進すること。県として助成すること。

自園での病児保育を支援する新規事業が創設されたが、一部の自治体が導入するにとどまっている。全自治体での導入を促進すること。

病児・病中保育所の開設について、医療機関との連携・協力を推進し、検討すること。

【3】地域経済・金融活性化と中小企業支援のために

16．足利銀行の受け皿選定に関して

足利銀行の受け皿への買い取り・移行にさいし、地域密着型金融機関としての再生をよく求めるとともに、従来の預金やローン、融資、顧客へのサービスが維持されるよう求めること。とくに利子の引き上げやグレーゾーン債権のランクダウンなどが行われないよう、受け皿銀行が決まり次第、すみやかに金融庁と受け皿銀行への働きかけを行うこと。

地元出資について、県として県民の意向を把握するようつとめ、慎重に対応すること。県税による出資については、過去の出資に対する批判をふまえ、また財政難であることを鑑み、自粛すること。

17．県の指定金融機関の基準をもうけ、県民に明らかにすること。

18．「地域金融活性化栃木県条例」を制定し、県内で営業する金融機関の地域経済への貢献義務を明記すること。県民と地域に根ざした融資を行っている金融機関を評価し、公表すること。

19．中小企業の仕事確保を応援するため、地域とくらし・福祉に密着した小規模公共事業を促進すること。

20．市町村と連携し、「住宅リフォーム助成制度」を創設し、持家住宅の改修を促進すること。

21．活力ある商店街づくりをすすめるために

大型店に対し、商店街、生活環境、「街づくり」などの地域環境影響評価を義務付け、身勝手な出店・撤退を規制する県条例を制定すること。

中小小売店の専門性と地域密着性をいかした「街づくり」を積極的に支援し、特色ある街づくりをすすめること。

23．無担保・無保証人融資制度の拡充、県信用保証協会の体力増強をはかり、中小企業の資金需要に応えること。

【4】栃木県農業の振興のために

24．米価の下落により、農家は減収に苦しめられている。備蓄米買い入れ制度を活用し、国の買い入れ量を増やすよう県として働きかけること。

25．「品目横断的経営安定対策」は、全農家を対象にした価格政策を放棄し、圧倒的多数の農家を農政の対象から排除するもので受け入れがたい。県として、撤回するよう国に求めること。

26．日本一の天然アユ漁獲量を誇る那珂川の河口に取水口をつくり、霞ヶ浦と水を融通する導水事業で、那珂川の生態系の破壊やアユ仔魚の吸い込みなどによる影響が懸念されている。国交省に対し事業中止を求めること。

27．とちぎブランドの和牛を守るために、BSE全頭検査の継続は不可欠である。県独自の全頭検査体制を維持・継続すること。

28．農業関係予算が土地改良や集落排水事業など公共事業偏重になっている現状を抜本的に改善し、農産物の価格保障制度充実を基本にすえること。

29．農耕放棄地を元の耕地にもどし、地域の生産力を高めるよう、耕地の受委託を支援する制度をつくること。

30．青年農林業者支援制度を創設し、新規農林業者に月15万円、3年間の援助をおこなうこと。農業の担い手である高齢者・女性が意欲をもって農業がつづけられるよう、支援策を講じること。

31．学校給食への県産品の使用を大幅に増やし、地産地消のとりくみを促進すること。

32．畜産農家の家畜糞尿処理対策を支援し、市町村の堆肥センター、農家が生産した堆肥の販路拡大や活用を促進すること。

33．バイオエネルギー問題に関して

栃木県農業・林業の実態にかみあったバイオエネルギーとして、食糧以外の作物、稲・麦わら、木皮などの研究を促進すること。

家畜飼料の高騰、不足に対応するため、耕作放棄地での家畜用飼料米、穀物、トウモロコシなどの作付けを奨励すること。

県として助成制度を検討すること。

【5】雇用の安定と労働者の権利拡充を

34．民間、行政を問わず、「偽装請負」の問題が社会問題となっている。

派遣会社ならびに派遣受け入れ先企業の責任を明確にし、「偽装請負」防止につとめること。

派遣労働者・青年労働者等の雇用や労働条件、権利保障などの実態調査を行い、労働環境の改善・整備を進めること。

「偽装請負」や違法な就労実態があった場合、栃木労働局、労基署と連携しつつ県として機敏に企業に改善を求めること。

35. 高校・大学新卒者、若者の正規雇用化を積極的に働きかけること。高卒の新規就職者を受け入れる中小企業にたいして、支援制度をつくること。

36. 行政機関での雇用に関し、パート、臨時、嘱託、派遣など雇用形態による差別的な賃金体系を改善すること。均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給など、賃金・労働条件の格差を是正し、雇用の安定を図ること。

37. 県リストラ規制県条例をつくり、一定規模の従業員削減は県に事前協議を義務づけ、企業の社会的責任を明確にし、リストラを規制すること。

38. 雇用と労働の相談窓口の強化で県民のニーズに応えること。就職相談窓口を拡充し、国とも協力して雇用対策を抜本的に強化すること。労働相談窓口を充実し、急増する派遣労働者のトラブルなどに対応できるようにすること。

39. 県の行政改革大綱を見直し、消防、教育、保健、福祉、食品安全など必要な部門に県職員増員をはかること。

【6】いじめを減らし子どもを大事にする教育を

学校でのいじめは、県内での認知数が1958件と大幅に増加した。定義の拡大で、より実数にちかい数字になったといえる。いじめの背景には受験など競争教育によるストレスがあると指摘されており、改善のためには直接的な「いじめ対策」のみならず、競争的教育の是正、学校現場で児童と教職員がゆったり関われる環境整備が急務である。

40. 行財政改革大綱を見直し、教員については削減をやめ、非常勤教職員を正規雇用に切り替えること。

41. 少人数学級を小学校3、4、5、6学年でも実施すること。そのための計画策定を進めること。

42. 全国一斉テストは競争的教育を促進する懸念が指摘されており、県内実施を見合わせる。また結果公表の自粛を市町に働きかけること。

43. 県立高校統廃合の後期計画について

高校リストラともいえる統廃合計画は見直すこと。とくに地元自治体、父母、生徒の要望を反映したものにすること。

44. 県立高校の定員削減をやめ、高校受験競争の緩和をはかること。

45．スクールカウンセラーを大幅増員し、担当する学校の数をへらし、一人あたりの契約時間を引き上げ、具体的な事例に対応できるようにするため予算を増やすこと。

46．県と市町村の教育相談所・研究所の体制強化をはかり、多様な子どもの状況に応じた相談・支援体制を確立すること。

47．高機能障害について、早期発見と早い段階から障がい抑制するプログラムを策定して一人一人の発達を支援する体制が重要である。保健所、保育所、幼稚園などと連携を強め、またそうした子どもを持つ父母を支援する対策を強化すること。

48．特別支援学校での放課後対策を促進し、国のタイムケア事業の導入などを推進すること。

49．放課後子どもプランについて

政府が推進する「放課後子どもプラン」は「学童保育」と「放課後子ども教室推進事業」の二つの事業を「一体的あるいは連携」させ推進するとされている。目的の違う事業の「一体化」には専門家や関係者から懸念の声があがっている。それぞれの事業がしっかり運営されるよう県として推進計画を持つこと。

50．学童保育の拡充について

放課後の児童の安全確保を求め、学童保育の入所希望が増加している。全学校での学童保育の実施を進めるとともに、大規模化の解消などあらたな対応が可能となるよう県の支援を強化すること。

県の「放課後児童クラブ運営手引き」の内容を再検討し、指導員の数や資格、待遇の改善、施設の基準を明確にし充実させること。

51．教職員評価システムは管理職、教職員双方の事務的負担が大きく改善すべきである。数値目標を持つことを強要したり、賃金への反映は行わないこと。

52．私学助成を拡充するとともに、父母負担を減らすため私立高校生への直接補助制度を復活すること。

53．宇都宮市などで使用している「愛国心」を評価する通信簿の使用をやめるよう市町村教育委員会、各校へ要請すること。

54．県立学校での歴史教科書の選定について、過去の戦争を美化したり史実をゆがめて教えるなど問題が指摘されている教科書を採用しないこと。

55．インターネット、携帯電話によるいじめや性商品化、犯罪サイトなどが児童生徒に深刻な影響をおよぼしている。実態把握につとめるとともに、防止策について関係機関と連携して研究すること。

56．遅れている小・中・高等学校の耐震化を急ぐこと。

57．老朽化が目立つ小学校、中学校の改修やトイレの洋式化、冷暖房整備などに県の支援を強めること。

【7】人と文化を尊重し、安全な街に

58．男女共同参画社会実現へ、県自ら率先して女性の部課長や各種審議会委員を積極的に登用すること。

59．男女間の賃金格差、採用や昇進の差別など、民間企業には依然として男女差別が生じている。県内企業の実態調査などをすすめ、実情把握に努めるとともに男女共同参画の理念が徹底されるよう啓発活動を強めること。

60．ドメスティック・バイオレンス（DV）対策について

DV法の周知徹底を促進し、専門相談員を配置した公的相談所を増やし、シェルターの設置をすすめること。

民間シェルターやDV防止活動を行なっているNPOとの連携・支援を強化すること。

市町村の窓口、民生委員、民間団体、警察などと連携し、DV防止ネットワークをつくること。

61．栃木県文化振興条例の制定にあたっては、基本理念に示された「県民が等しく文化を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境整備」がはかれることが必要であり、これを機に文化振興予算の拡充をはかること。

62．日光杉並木の保護対策の強化により、世界遺産登録運動をすすめること。とくに用地買収とバイパス化の促進が鍵となっているので、関係省庁、県部局との折衝を急ぐこと。

63．日光市足尾の松木沢の世界遺産登録を推進すること。

64．県立博物館の予算をふやし、常設展、企画展の拡充をはかること。市町の郷土歴史博物館・資料館などの充実をはかるため、県としての支援を強めること。

65．歴史ある町並み・建築物等の保存、文化財保護予算を拡充すること。

66．消防・救急の広域化は、管轄が広がり機敏な出動を阻害するデメリットがある。市町の要望、住民の安全優先を重視した計画にすること。

67．消防職員の大幅な増員、救急車・救急隊の拡充、大規模火災にも路地火災にも対応できる多様な消防設備の強化をはかること。地域の消防団活動を支援すること。

68．那須、黒磯地域は、地域的な豪雨や火山活動にともなう災害が心配される地域である。地域的气象観測や火山活動観測、地震観測が必要であるから、国に働きかけ体制を確立すること。

69．旧足尾町の「すのこ橋堆積場」は、住民の命を守る防災の観点から安全対策をすすめることが急務となっている。県としても、場内のテレビモニター監視体制実現へ国と古河に働きかけること。

70．住宅用火災警報機について、09年度までに各世帯ごとの設置が義務づけられているが、低所得者、高齢者、一人親世帯などへの配慮が必要である。支援策を講ずること。

【8】環境と林業を守るために

71．森林環境税の導入に関して、新たな課税と事業内容について県民の納得が得られたとは言い難い状況にある。とくに貧困が拡大しているもと、年収200万円以下は非課税とするなど、非課税対象を拡大すること。

72．産廃・廃棄物処理条例の見直しについて

「栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、産業廃棄物の県内流入量の総量規制、産廃処理施設の総数、総容量、総面積などの規制をおこなうこと。

水源環境保護条例を制定し、水源池などへの建設を規制すること。

73．地元住民の反対があり、環境アセスの不十分さが指摘されている馬頭町の県営産廃最終処理場建設を中止すること。また反対している住民とも話し合いに応じること。

74．自動車リサイクル法施行後、県内の放置車が増加している。県として放置車の実態調査を行うこと。

75．県内の家電量販店でリサイクル法違反が発覚し社会問題となっている。県として実態調査をすすめて、再発防止に努めること。

76．ゴミ不法投棄の監視体制と規制を強化し、ゴミ減量とリサイクルの促進で、循環型

社会をめざすこと。

77．エコハウス建設に助成金を出す制度を創設するなど環境に配慮したエコロジカル施設の建設を促進すること。

78．太陽光発電、風力発電、小規模水力発電など環境にやさしい新エネルギーの研究と普及を進めること。

79．「環境オンブズマン」制度の導入を検討すること。

80．大谷地域の安全対策について

宇都宮市は「溶融スラグ埋め戻し特区」計画を推進しようとしているが、ゴミ溶融スラグが製造されるようになってまだ数年しかたっており長期間水に漬かった場合の安全性は確認されていない。「特区」は根拠なく安全基準を緩和するもので、住民のなかに下流域の水質汚染や、スラグ以外の廃棄物が投棄される不安が広がっている。「特区」計画は安全性や行政責任が不明確、住民合意がないなど、多大な問題点があり、環境と観光地・大谷の再生に禍根を残す可能性があるため、県として「ゴミ溶融スラグ埋め戻し特区」に反対し、県民が納得できる安全対策をすすめるため尽力すること。

01年に起きた上駒生地区の産廃爆発事故は、原因の特定や抜本対策も講じられておらず、住民の安全に対する行政の責任が問われている。県としても原因特定に協力するとともに、住民への保障、再発防止策など宇都宮市と共同であること。

【9】地方自治が輝き、民意を生かす街づくりを

81．栃木県は県南地域の市町村合併推進構想について、2市6町、1市5町など2案を示すなどして事実上県主導で合併を推進しようとしている。これは地方自治の精神から見ても逸脱であり、何より地域住民の民意を反映していない。組み合わせ案の提示を白紙に戻し、地元自治体の検討や民意の動向を見守ること。

82．県行財政改革大綱の見直しについて

公務員削減計画は、県民サービスの拡充を無視し、効率化のみをはかるものである。適正な人材確保の面からも見直すこと。

県立施設への指定管理者制度導入は、県民へのサービスの低下と従事者の労働条件悪化をきたすおそれがある。また3年程度の期限による指定であるため、中長期的視野に立った施設改修などが困難である。県民サービス維持のために必要な施設の改修については県が助成するなどの対策をとること。また指定にあたっては県民に情報公開するとともに、慎重な審議を行うこと。

83．生活に必要な公共交通網を確保するため、第3セクターで運営されている鉄道や、地方バス路線の維持、自治体による「コミュニティバス」運営への支援を強化すること。

84．宇都宮市の街づくりについて

宇都宮市が計画している開発計画は、県の認可や県税による支援が予定されている。ついでには県民の納得が得られるものに改めること。

新交通システムは、「LRTありき」の計画で、十分に住民の声を反映したものとはなっていない。効率的で環境にやさしい公共交通については多様なシステムとの比較検討がなされるべきである。県が支援するのであれば、そのあり方と街づくりを総合的に検討し、採算性においても県民の納得を得られるものでなければならない。さらに研究するべきであり、現在のLRT導入計画案への支援は凍結し、全面的に見直しを行うよう求めること。

馬場通西地区の高層マンション計画は、歴史ある二荒山神社を取り巻く景観を阻害すると反対運動が起きている。県として事業認可を見直すこと。

駅東再開発計画は十分な市民への説明や民意の反映がはかられておらず、検討を要するものである。県の旅券センターの移転など、費用対効果を十分検討するとともに、計画自体を市民本位に見直すよう求めること。

85．市民生活の安全を守るのに必要な警察職員を増員し、空き交番の解消をはじめ安全な町づくりを進めること。

【10】公共事業のむだをなくし安全な県土に

86．湯西川ダム、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業ならびに思川開発南摩ダムなど利根川水系の水プランは、それぞれ、当初の目的変更や、水需要の変化、環境破壊のおそれなど根本的な問題点を有する事業であり、県境を越えた流域住民が反対運動を起こしている。一部工期延長がいわれているがいずれもムダな開発の典型ともいえる事業である。

総工費 1850 億円(県費 259 億円)の思川開発事業は国に中止をもとめ、事業から撤退すること。ハッ場ダムへの県費の支出は凍結すること。湯西川ダム関連事業などについても、縮小・見直しをはかること。

87．県土60分構想を見直し、生活道路改修予算を重点配分すること。

88．県内の河川の氾濫危険箇所、がけ崩れ危険箇所の総点検を行ない、安全対策を計画的にすすめること。

89．インターパーク並びに雀宮駅東側開発に伴う生活環境整備について

宇都宮市雀宮地内の国道4号、県道安塚・雀宮線、市道の交差点は、インターパーク方面に行き来する車両が増え、雀宮中央小学校の通学路にもなっていることから交通安全対策

と渋滞の解消が求められている。また科学技術高校の移転にともないさらに交通量が増すことが想定されるので国・県・市の調整を進め、右折レーンの設置、歩道設置など総合的な対策を講じること。

上三川町西汗地内の県道雀宮・真岡線について、本郷北小学校の通学路になっており歩道設置が求められている。早期実現に尽力すること。

90．県道339号線(小山・南河内線)の水戸線跨線橋に自転車に乗って通れる歩道を設置すること。

91．旧足尾町田元地内の渡良瀬川沿いの住宅地付近、中原の神子内川沿いの住宅地付近など、土砂災害の危険があるので早期に災害防止策を講じること。

92．県が行う建設工事事業などで、孫請け企業や労働者に対する契約不履行などが起きないように、県が直接指導・監督できるよう制度の改善をはかること。

【11】くらし・福祉中心の財政・県政運営に

93．地方財源の確保について

現在地方が陥っている財源不足は、国の「三位一体」改革による地方交付税、補助金カットが大きな要因となっている。教育・福祉などのサービス水準を維持するために国の責任を果たすよう求め、地方交付税の所用総額の確保を強く要求すること。地方消費税の拡充による財源確保は、消費税引き上げにつながり、県民生活をさらに困難に陥れるものであるから、反対すること。

94．低所得者への税負担軽減について

定率減税廃止・老年者控除見直しなど庶民大增税で、県民は住民税、国民健康保険税、介護保険料の負担増に苦しんでいる。一定所得以下の高齢者世帯に対する個人県民税の軽減対策を講じるなど、県独自の負担軽減策を実施すること。また、国に対し庶民増税の中止・見直しをはかるよう求めること。

95．南摩ダムなど大型開発公共事業を凍結し、県単公共事業を全面的に見直し、公共事業をくらし・福祉密着型にきりかえること。

96．県企業局の事業を見直し、赤字になっている県営ゴルフ場は廃止を含めた検討を行い、用地造成事業についても全面的な見直しを行うこと。

97．県有財産の利活用について、広く県民の意見を聴取できる場を保障すること。新県庁舎への移転後の仮庁舎の活用についても、同様に民意の反映につとめること。

98．県水道事業について、18年度決算で9億円もの利益があがっていることから、北

那須水道、鬼怒水道とも受益者に還元し、大幅な水道料引き下げを実施すること。

99．川治ダムによる県工業用水は、水需要計画そのものに過大な見積もりがあったと思われるので、県内水需要計画を見直し、有効活用すること。

【12】憲法を生かし、県民に開かれた栃木県に

100．憲法を遵守し、改悪に反対し、くらし・福祉・教育に生かすこと。

101．行政はもちろん、警察も含め、徹底した情報公開を進め、県民に開かれた県政を実現すること。行政・警察などの裏金問題の徹底調査と防止対策を講じること。そのためにも独立した監察委員会を設け、外部監査の仕組みをつくること。

102．情報開示請求は、正当な理由のある場合をのぞき原則開示すること。請求者のプライバシーは保護すること。

103．パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善をはかること。

104．県民参加型の県政をすすめるため、各種委員会、審議会の公開はもちろん、公募による委員の参加を重視すること。

105．アメリカの戦争協力のための海外派兵や有事法制の実施・協力は拒否すること。

106．非核平和の栃木県宣言を行い、平和行政を進めること。

107．宇都宮駐屯地への中央即応連隊配備について

中央即応連隊配備に反対すること。自衛隊法「改正」により、自衛隊の海外派兵が常態化する危険がある。具体化として、敏速な海外派兵を目的とした「中央即応連隊」を2007～8年度にかけて宇都宮駐屯地に配備する計画となっているが、県民への説明もなく連隊の受け入れをすすめている。宇都宮市のみならず栃木県全体の平和と安全に関わる問題であるから、県として県民への説明責任を果たすとともに、憲法に反する海外派兵専門部隊の配備に反対すること。

以上